

平成25年3月15日

号外第2号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県救護施設等の設置及び運営に関する基準を定める条例施行規則（9・福祉政策課）……………1
- 秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（10・長寿社会課）……………4
- 秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（11・長寿社会課）……………11
- 秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（12・長寿社会課）……………16
- 秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（13・子育て支援課）……………31
- 医療法施行組則の一部を改正する規則（14・医務薬事課）……………32

規 則

秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をこうに公布する。

平成二十五年三月十五日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第九号

秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 救護施設（第三条―第十条）
- 第三章 更生施設（第十一条―第十五条）
- 第四章 授産施設（第十六条―第十九条）
- 第五章 宿所提供施設（第二十条―第二十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、秋田県救護施設等の設置及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（苦情への対応）

第二条 条例第一条に規定する救護施設等は、その行つた処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

第二章 救護施設

（設備の基準）

第三条 条例第十一条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なお構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なおであること。

2 条例第十一条第三項第八号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 洗面所
- 二 便所
- 三 事務室
- 四 宿直室
- 五 介護職員室
- 六 面接室
- 七 洗濯室又は洗濯場

八 汚物処理室

九 霊安室

3 条例第十一条第三項第一号の居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

4 条例第十一条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 地階に設けないこと。

(二) 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。

(三) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(四) 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる設備を設けること。

(五) 特別居室は、原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

(二) 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を設けること。

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、前号(一)、(二)及び(四)に掲げるところによること。

三 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

五 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

六 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

七 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

5 条例第十一条第一項から第三項まで及び前各項に定めるもののほか、救護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下の幅は、一・三五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜は、緩やかにすること。

（職員の配置の基準）

第四条 条例第十二条の規定による職員の配置は、同条第三号の生活指導員、同条第四号の介護職員及び同条第五号の看護師又は准看護師の総数が、おおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上となるように行わなければならない。

（居室の定員）

第五条 一の居室の定員は、原則として四人以下とする。

（給食）

第六条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

2 調理は、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

（健康管理）

第七条 救護施設は、入所者について、その入所時及び毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

（衛生管理等）

第八条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（生活指導等）

第九条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者の心身の状況に応じ、当該入所者の心身の機能の維持又は回復を図るための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所には、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 救護施設は、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

5 救護施設は、教養娯楽設備等を設けるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

（給付金として支給を受けた金銭の管理）

第十条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下単に「給付金」という。）の支給を受けたときは、当該給付金として支給を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

い。

- 一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- 二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該入所者が退所した場合は、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

第三章 更生施設

（設備の基準）

第十一条 条例第十四条第一項第九号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 洗面所
- 二 便所
- 三 事務室
- 四 宿直室
- 五 面接室
- 六 洗濯室又は洗濯場

2 条例第十四条第一項第七号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 第三条第一項、第四項（第一号(五)及び第七号を除く。）及び第五項の規定は、更生施設の設備の基準について準用する。この場合において、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十四条第二項において準用する条例」と、同条第四項中「第十一条第三項」とあるのは「第十四条第二項」と、同条第五項中「第十一条第一項から第三項まで及び前各項」とあるのは「第十四条第一項並びに第十一条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第一項及び前項（第一号(五)及び第七号を除く。）」と読み替えるものとする。

（職員の配置の基準）

第十二条 条例第十五条の規定による職員の配置は、同条第三号の生活指導員、同条第四号の作業指導員及び同条第五号の看護師又は准看護師を総数で、入所人員が百五十人以下の更生施設にあつては六人以上、入所人員が百五十人を超える更生施設にあつては六人に、百五十人を超えて四十人又は四十人に満たない端数を増すごとに一人を加えた数以上となるように行わなければならない。

（生活指導等）

第十三条 更生施設は、入所者の勤労意欲を高めるとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるように、当該入所者の心身の状況に応じた計画を作成し、これに基づく指導を行わなければならない。

2 第九条（第二項を除く。）の規定は、更生施設の生活指導等について準用する。

（作業指導）

第十四条 更生施設は、入所者に対し、前条第一項に規定する計画に従つて、入所者が退所後に自立のために必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 更生施設は、入所者に対する作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

（準用）

第十五条 第五条から第八条まで及び第十条の規定は、更生施設について準用する。

第四章 授産施設

（設備の基準）

第十六条 条例第十七条第三号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 作業設備
- 二 洗面所
- 三 便所
- 四 事務室

2 条例第十七条の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に従い、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 作業室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 必要に応じ危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。
 - (二) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- 二 便所 男子用と女子用を別に設けること。

（工賃の支払）

第十七条 授産施設は、利用者に、事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支

私わなければならない。

(自立指導)

第十八条 授産施設は、利用者に対し、作業を通して自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第十九条 第八条(医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。)の規定は、授産施設について準用する。

第五章 宿所提供施設

(設備の基準)

第二十条 条例第二十条第三号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 便所
- 二 面接室
- 三 事務室

2 条例第二十条第二号の炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 第三条第四項(第一号(一)から(四)までに係る部分に限る。)及び第五項(第三号を除く。)の規定は、宿所提供施設の設備の基準について準用する。この場合において、同条第四項中「第十一条第三項」とあるのは「第二十条」と、同条第五項中「第十一条第一項から第三項まで及び前各項」とあるのは「第二十条並びに第二十条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項(第一号(一)から(四)までに係る部分に限る。)」と、「次の」とあるのは「第一号及び第二号に定める」と読み替えるものとする。

(居室の利用世帯)

第二十一条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、二以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談等)

第二十二条 宿所提供施設は、生活相談その他の相談に応ずることにより、利用者の生活の向上を図るように努めなければならない。

(準用)

第二十三条 第八条(医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。)の規定は、宿所提供施設について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(生活保護法施行細則の一部改正)

2 生活保護法施行細則(昭和三十八年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生活保護法の規定に基づく知事の権限に属する生活保護に関する事務の委任等に関する規則

第一条中「生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)」を「この規則は、生活保護法()に改め、「の施行については、法()を削り、「この規則の定めるところによる」を「知事の権限に属する生活保護に関する事務の委任等に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第四条第二号中「に規定する」を「の規定による」に、「廃止又は事業の縮小若しくは休止」を「設置」に改め、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十四条中「法、生活保護法施行令、省令及びこの規則に定めるもののほか、法及び」を削る。

秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第十号

秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(記録の整備)

第二条 軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)は、入所者に対するサービスの提供の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。

- 一 入所者に対するサービスの提供に関する計画

- 二 提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録
- 三 条例第十五条第四項の規定による身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第二十条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 五 第二十二條第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録
(設備の基準)

第三条 条例第十条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なお構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なおものであること。
- 2** 条例第十条第三項第六号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。
- 一 洗面所
 - 二 便所
 - 三 面談室
 - 四 洗濯室又は洗濯場
 - 五 宿直室
 - 六 事務室その他軽費老人ホームの業務を行うために必要な設備
- 3** 条例第十条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者に対するサービスの提供上必要と認められる場合には、二人とすることができる。
 - (二) 地階に設けないこと。
 - (三) 一の居室の床面積は、二十一・六平方メートル以上(四)に規定する設備を除いた有効面積は、十四・八五平方メートル以上)とすること。ただし、(一)ただし書の場合にあつては、三十一・九平方メートル以上とすること。
 - (四) 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
 - (五) 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - 二 浴室 老人が入浴するのに適したものとすのほか、必要に応じ、介護を必要とする者が入浴することができるようにするための設備を設けること。
 - 三 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 4** 前項第一号の規定にかかわらず、十室程度の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な設備をいう。以下同じ。)により構成される区画における設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者に対するサービスの提供上必要と認められる場合には、二人とすることができる。
 - (二) 地階に設けないこと。
 - (三) 一の居室の床面積は、十五・六三平方メートル以上(四)に規定する設備を除いた有効面積は、十三・二平方メートル以上)とすること。ただし、(一)ただし書の場合にあつては、二十三・四五平方メートル以上とすること。
 - (四) 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあつては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。
 - (五) 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - 二 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (二) 必要な設備及び備品を設けること。
- 5** 前各項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 軽費老人ホームの施設内に一斉に放送することができる設備を設けること。
 - 二 居室が二階以上の階にある軽費老人ホームには、エレベーターを設けること。
- (職員の配置の基準)

- 第四条** 条例第十一条第一項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 条例第五条第一項に規定する施設長（以下単に「施設長」という。） 一人置くこと。
 - 二 生活相談員 入所者の数が百二十人又は百二十人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
 - 三 介護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）第四百七十七条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定介護予防特定施設入居者生活介護（秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十七号）第四百四十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する地域密着型サービスをいう。））に該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。））をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下同じ。）の数が三十人以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一人以上置くこと。
 - (二) 一般入所者の数が三十人を超えて八十人以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二人以上置くこと。
 - (三) 一般入所者の数が八十人を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二人に実情に応じた適当数を加えて得た数置くこと。
 - 四 栄養士 一人以上置くこと。
 - 五 事務員 一人以上置くこと。
 - 六 調理員その他軽費老人ホームの業務を行うために必要な職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数置くこと。
- 2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、軽費老人ホームを新たに設置する場合又は休止後に再開する場合は、推定数による。
- 3 第一項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 5 第一項第二号の生活相談員は、当該生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合には、第一項第二号の生活相談員のうち一人を置かないことができる。
- 7 第一項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第一項第三号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者に対するサービスの提供に支障がないときは、あらかじめ、入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち一人を置かないことができる。
- 9 第六項及び第八項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか一人を置かなければならない。
- 10 第一項第四号の栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。
- 11 第一項第五号の事務員は、入所定員が六十人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合には、当該事務員を置かないことができる。
- 12 条例第十一条第一項第六号及び第一項第六号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームであつて、当該軽費老人ホームを設置しようとする者により設置される当該軽費老人ホーム以外の介護老人保健施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。））又は診療所であつて当該軽費老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されるものをいう。以下同じ。）には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に対するサービスの提供が適切に行われていると認められるときは、当該従業者を置かないことができる。
- 一 介護老人保健施設 調理員又はその他の従事者
 - 二 診療所 その他の従事者
- 13 軽費老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務

を除く。)を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舍が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応することができる体制が整備されている場合は、この限りでない。

(入所申込者等に対する説明等)

第五条 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、条例第十二条第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項(以下単に「重要事項」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち(一)又は(二)に掲げるもの

(一) 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(二) 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項に規定する方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 軽費老人ホームは、第一項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に掲げる方法のうち軽費老人ホームが使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退所)

第六条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となつたと認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、当該入所者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるように必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)又は施設サービス計画(同条第二十五項に規定する施設サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者(同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業(以下単に「居宅介護支援事業」という。))を行う者をいう。)又は介護保険施設(同条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。)に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第七条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第八条 条例第十四条の規定による利用料の受領は、次に定めるところによらなければならない。

一 軽費老人ホームは、条例第十四条各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得ること。

二 条例第十四条第一号の食事に係る材料費及び同条第四号の共用部分に係る光熱水費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とすること。

(食事)

第九条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第十条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該入所者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定(介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。)の申請その他の入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、一日に一回以上の頻度で入浴の機会を提供することその他の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を行うように努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第十一条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等(介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。)となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ適切に居宅サービス等(同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を受けられるように必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

第十二条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

(施設長の責務)

第十三条 施設長は、職員に条例第七条から第九条まで、第十二条から第十五条まで及び第十七条から第十九条までの規定並びに第二条、第五条から前条まで及び次条から第二十二條までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第十四条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業(同項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二 第二十条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録を行うこと。

三 第二十二條第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあつては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第十五条 軽費老人ホームは、入所者に対し適切なサービスを提供することができるように、職員の勤務体制を定めておかななければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供することができるように配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第十六条 軽費老人ホームは、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果の介護職員その他の職員に対する周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する

手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第十七条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。

(揭示)

第十八条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、条例第七条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(広告)

第十九条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(苦情への対応)

第二十条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第二十一条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関し、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努めなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第二十二条 条例第十九条第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会を定期的に開催すること。

四 職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。

2 軽費老人ホームは、条例第十九条第二項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に軽費老人ホームを退所した者に対するサービスの提供の状況に関する記録に係る第二條の規定の適用については、同条中「五年間」とあるのは、「二年間」とする。

(経過的軽費老人ホームの特例)

3 条例附則第五項第四号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 談話室、娯楽室又は集会室

二 食堂

三 浴室

四 洗面所

五 便所

六 調理室

七 職員室

八 面談室

九 洗濯室又は洗濯場

十 宿直室

十一 事務室その他条例附則第二項に規定する経過的軽費老人ホーム(以下単に「経過的軽費老人ホーム」という。)の業務を行うために必要な設備

- 4 条例附則第五項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 一の居室の定員は、原則として一人とすること。
 - (二) 階階に設けないこと。
 - (三) 入所者一人当たりの床面積は、収納設備を除き、六・六平方メートル以上とすること。
 - 二 医務室 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
 - 三 浴室 老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じ、介護を必要とする者が入浴することができるようにするための設備を設けること。
 - 四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 5 条例附則第六項第五号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- 一 生活相談員
 - 二 介護職員
 - 三 栄養士
 - 四 事務員その他経過的軽費老人ホームの業務を行うために必要な職員
- 6 条例附則第六項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 施設長 一人置くこと。
 - 二 看護師又は准看護師 常勤換算方法で、一人以上置くこと。
 - 三 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数を置くこと。
 - 四 生活相談員 常勤換算方法で、一人以上置くこと。
 - 五 介護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 常勤換算方法で、四人以上置くこと。
 - (二) 介護職員のうち一人を主任介護職員とすること。
 - 六 栄養士 一人以上置くこと。
 - 七 事務員 二人以上置くこと。
 - 八 調理員その他経過的軽費老人ホームの業務を行うために必要な職員 当該経過的軽費老人ホームの実情に応じた適当数置くこと。
- 7 前項第二号及び第五号の規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う経過的軽費老人ホームに置くべき看護師又は准看護師及び介護職員の配置の基準は、次のとおりとする。
- 一 看護師又は准看護師 一人以上置くこと。
 - 二 介護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 置くべき介護職員の員数は、次のとおりとすること。
 - (1) 一般入所者の数が二十人以下の経過的軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一人以上
 - (2) 一般入所者の数が二十人を超えて三十人以下の経過的軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二人以上
 - (3) 一般入所者の数が三十人を超えて四十人以下の経過的軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、三人以上
 - (4) 一般入所者の数が四十人を超える経過的軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、四人以上
 - (二) 一般入所者の数が四十人を超える経過的軽費老人ホームにあつては、介護職員のうち一人を主任介護職員とすること。
- 8 前項の一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、経過的軽費老人ホームを休止後に再開する場合は、推定数による。
- 9 第六項及び第七項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該経過的軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 10 第六項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該経過的軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 11 第六項第二号の看護師又は准看護師のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 12 第六項第四号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 13 第六項第五号(二)の主任介護職員は、常勤でなければならない。
- 14 第六項第六号の栄養士は、常勤でなければならない。
- 15 第六項第七号の事務員のうち一人は、常勤でなければならない。

- 16 経過的軽費老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。
- 17 条例附則第八項の規定による利用料の受領は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 経過的軽費老人ホームは、条例附則第八項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得ること。
 - 二 条例附則第八項第二号の食事に係る材料費及び同項第三号の共用部分に係る光熱水費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とすること。
- 18 経過的軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準のうち、第十二条及び第十四条の規定に係るものについては、これらの規定にかかわらず、次項及び附則第二十項に定めるところによる。
- 19 経過的軽費老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。
- 20 経過的軽費老人ホームの生活相談員又は主任介護職員は、入所者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
 - 二 第二十条第二項の規定による苦情の内容その他の必要事項の記録を行うこと。
 - 三 第二十二條第二項の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。
 - 四 経過的軽費老人ホームへの入所に際しての調整及び他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うこと。

秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十二号

秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(記録の整備)

第二条 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第二条第一項に規定する処遇計画(以下単に「処遇計画」という。)
- 二 行った具体的な処遇の内容その他必要な事項の記録
- 三 条例第十三条第五項の規定による身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第十七条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 五 第十九条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(設備の基準)

第三条 条例第十一条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおそれがあること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なおそれがあること。

2 条例第十一条第三項第八号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 洗面所
- 二 便所
- 三 宿直室
- 四 職員室
- 五 面談室

六 洗濯室又は洗濯場

七 汚物処理室

八 霊安室

九 事務室その他養護老人ホームの業務を行うために必要な設備

3 条例第十一条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 地階に設けないこと。

(二) 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

(三) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(四) 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる設備を設けること。

二 静養室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 医務室又は職員室に近接して設けること。

(二) 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を設けること。

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、前号(一)、(二)及び(四)に掲げるところによること。

三 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

五 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

六 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

七 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

4 条例第十一条第一項から第三項まで及び前三項に定めるもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下の幅は、一・三五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員の配置の基準)

第四条 条例第十二条第一項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 条例第五条第一項に規定する施設長(以下単に「施設長」という。) 一人置くこと。

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数を置くこと。

三 生活相談員 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 常勤換算方法で、入所者の数が三十人又三十人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。

(二) 生活相談員のうち入所者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。

四 支援員 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であつて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十六号)第百六十条第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十七号)第百五十四条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が十五人又は十五人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。

(二) 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

五 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、入所者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。

六 栄養士 一人以上置くこと。

七 調理員、事務員その他養護老人ホームの業務を行うために必要な職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数置くこと。

2 前項第三号から第五号までの規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の七割を超える養護老人ホーム(以下「盲養護老人ホーム等」という。)に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 生活相談員 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 常勤換算方法で、一人に、入所者の数が三十人又は三十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上置くこと。
 - (二) 生活相談員のうち入所者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。
- 二 支援員 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 常勤換算方法で、別表の上欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる支援員の員数以上置くこと。
 - (二) 支援員のうち一人を主任支援員とすること。
- 三 看護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 入所者の数が百人を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、二人以上置くこと。
 - (二) 入所者の数が百人を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、二人に、入所者の数が百人を超えて百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上置くこと。
- 3 前二項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、養護老人ホームを新たに設置する場合又は休止後に再開する場合は、推定数による。
- 4 この条において「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所又は施設の職務に従事することができる。
- 6 条例第十二条第一項第二号及び第一項第三号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の養護老人ホームであつて、当該養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該養護老人ホーム以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であつて当該養護老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されるものをいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 7 第一項第三号(一)又は第二項第一号(一)の主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）にあつては、入所者の処遇に支障がない場合には、当該外部サービス利用型養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。
- 8 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の員数については、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の員数から、常勤換算方法で、一人を減じた数とすることができる。
- 9 第一項第四号(一)又は第二項第二号(一)の主任支援員は、常勤でなければならない。
- 10 第一項第五号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、第一項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一人以上とする。
- 11 養護老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
- 12 条例第十二条第一項第三号、第六号及び第七号並びに第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める従業者により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該従業者を置かないことができる。
 - 一 介護老人保健施設 次に掲げる従業者
 - (一) 支援相談員
 - (二) 栄養士
 - (三) 調理員、事務員その他の従業者
 - 二 病院（病床数が百以上のものに限る。） 栄養士
 - 三 診療所 事務員その他の従業者

第五條 一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、二人とすることができる。

(入退所)

第六條 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなけれ

ばならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者の退所後の生活環境等を勘案し、その円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、その者及びその家族等に対する相談を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

(処遇計画)

第七条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者の処遇計画を作成しなければならない。
- 3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(食事)

第八条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第九条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該入所者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、要介護認定(介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。)の申請その他の入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するように努めなければならない。
- 6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
- 7 養護老人ホームは、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第十条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等(介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。)となつた場合には、その心身の状況、その置かれている環境等にに応じ適切に居宅サービス等(同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を受けることができるように必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第十一条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(施設長の責務)

第十二条 施設長は、職員に条例第七条から第九条まで、第十二条及び第十五条から第十七条までの規定並びに第二十一条、第六条から前条まで及び次条から第十九条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第十三条 条例第十五条第一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
 - 一 第十七条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録を行うこと。
 - 二 第十九条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。
- 2 主任生活相談員は、前項各号に掲げる業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整及び他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 条例第十五条第一項及び前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあつては、これらの項に規定する業務は、主任支援員が行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第十四条 養護老人ホームは、入所者に対し適切な処遇を行うことができるように、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を営むことができるようにするため、その継続性を重視した処遇を行うことができるように配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第十五条 養護老人ホームは、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果の支援員その他の職員に対する周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第十六条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第十八条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関し、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努めなければならない。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第十九条 条例第十七条第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会を定期的開催すること。

四 支援員その他の職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。

2 養護老人ホームは、条例第十七条第二項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に養護老人ホームを退所した者の処遇の状況に関する記録に係る第二条の規定の適用については、同条中「五年間」とあるのは、「二年間」とする。

3 昭和六十二年三月九日前に設置された養護老人ホームの建物であつて、この規則の施行の際現に当該養護老人ホ

ムの用に供されているものについては、第三条第二項第七号の規定は、当分の間、適用しない。

- 4 平成十八年四月一日前に設置された養護老人ホームの建物であつて、この規則の施行の際現に当該養護老人ホームの用に供されているものに係る第三条第三項第一号(一)の規定の適用については、同号(一)中「十・六五平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

(老人福祉法の施行等に関する規則の一部改正)

- 5 老人福祉法の施行等に関する規則(平成五年秋田県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

老人福祉法の規定に基づく老人居宅生活支援事業の開始の届出等に関する規則

第一条中「施行」を「規定に基づく老人居宅生活支援事業の開始の届出等」に改める。

別表(第四条関係)

一般入所者の数	支援員の員数
二十人以下	四人
二十人以上三十人以下	五人
三十一人以上四十人以下	六人
四十一人以上五十人以下	七人
五十一人以上六十人以下	八人
六十一人以上七十人以下	十人
七十一人以上八十人以下	十一人
八十一人以上九十人以下	十二人
九十一人以上百人以下	十四人
百人以上百十人以下	十四人
百十人以上百二十人以下	十六人
百二十人以上百三十人以下	十八人
百三十二人以上	十八人に、入所者の数が百三十二人を超えて十人又は十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数

秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十二号

秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 設備及び運営に関する基準(第二条―第二十二条)

第三章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第二十三条―第二十八条)

第四章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第二十九条―第三十三条)

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第三十四条―第三十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 設備及び運営に関する基準

(職員の専従)

第二条 条例第六条の規則で定める場合は、条例第二条第一項に規定する特別養護老人ホーム(以下この章において単に「特別養護老人ホーム」という。)及び条例第十八条第一項に規定するユニット型特別養護老人ホーム(以下単に「ユニット型特別養護老人ホーム」という。)を併設する場合、特別養護老人ホーム及び条例第二十九条第一項に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(以下単に「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」という。)を併設する場合、条例第二十五条第一項に規定する地域密着型特別養護老人ホーム(以下単に「地域密着型特別養護老人ホーム」という。)及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合とする。

2 条例第六条の規則で定める看護師又は准看護師は、第二十七条第二項の規定に基づき配置される看護師又は准看護師とする。

(記録の整備)

第三条 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。

- 一 入所者の処遇に関する計画
- 二 行った具体的な処遇の内容その他必要な事項の記録
- 三 条例第十二条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第二十条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録
- 五 第二十二條第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(設備の基準)

第四条 条例第十条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。
 - (一) 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - (二) 条例第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - (三) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2** 条例第十条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なお構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なおものであること。
- 3** 条例第十条第三項第八号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。
 - 一 洗面設備
 - 二 便所
 - 三 介護職員室
 - 四 看護職員室
 - 五 面談室
 - 六 洗濯室又は洗濯場
 - 七 汚物処理室
 - 八 介護材料室
 - 九 事務室その他特別養護老人ホームの業務を行うために必要な設備
- 4** 条例第十条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによ

らなければならない。

一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者に対するサービスの提供上必要と認められる場合には、四人以下とすることができる。
- (二) 地階に設けないこと。
- (三) 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
- (四) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (五) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (六) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
- (七) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を設けること。
- (八) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
- (二) (一)に掲げるもののほか、前号(一)及び(四)から(八)までに掲げるところによること。

三 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

四 医務室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
- (二) 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

五 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

六 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- (二) 必要な備品を備えること。

七 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 居室のある階ごとに設けること。
- (二) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

八 便所 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- (二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

九 介護職員室 次に掲げる基準を満たすこと。

- (一) 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- (二) 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室、静養室等」という。)は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する特別養護老人ホームの建物に設ける居室、静養室等については、この限りでない。

一 居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子その他入所者を搬送するための器具が通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合にあつては、一以上)有すること。

二 三階以上の階にある居室、静養室等及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料を用いてすること。

三 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第百十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。)により防災上有効に区画されること。

6 条例第十条第一項から第三項まで及び前各項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

一 廊下の幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には、手すりを設けること。

四 階段の傾斜は、緩やかにすること。

五 居室、静養室等が二階以上の階にある特別養護老人ホームには、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

- 第五条** 条例第十一条第一項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
- 一 特別養護老人ホームの長 一人置くこと。
 - 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数を置くこと。
 - 三 生活相談員 入所者の数が百人又は百人に満たない端数を増すごとに一人以上置くこと。
 - 四 介護職員及び看護職員又は准看護師（以下「看護職員」という。） 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 介護職員及び看護職員の総数が、常勤換算方法で、入所者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上となるように置くこと。
 - (二) 看護職員は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 入所者の数が三十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一人以上置くこと。
 - (2) 入所者の数が三十人を超えて五十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二人以上置くこと。
 - (3) 入所者の数が五十人を超えて百三十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、三人以上置くこと。
 - (4) 入所者の数が百三十人を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、三人に、入所者の数が百三十人を超えて五十人又は五十人に満たない端数を増すごとに一人を加えて得た数以上置くこと。
 - 五 栄養士 一人以上置くこと。
 - 六 機能訓練指導員 一人以上置くこと。
 - 七 調理員、事務員その他の特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数置くこと。
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、特別養護老人ホームを新たに設置する場合又は休止後に再開する場合は、推定数による。
- 3 第一項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第一項第一号の特別養護老人ホームの長及び同項第三号の生活相談員は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第四号の看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第六号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 7 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員の員数は、サテライト型居住施設（地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該地域密着型特別養護老人ホームを設置しようとする者により設置される当該地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であつて当該地域密着型特別養護老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されるものをいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。
- （サービス提供困難時の対応）
- 第六条** 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、速やかに、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を講じなければならない。
- （入退所）
- 第七条** 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
 - 3 前項の規定による検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。
 - 4 特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
 - 5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、

その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入所者の処遇に関する計画)

第八条 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、当該入所者の同意を得て、当該入所者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(介護)

第九条 特別養護老人ホームは、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

5 特別養護老人ホームは、条例第十三条第一項及び前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。

6 特別養護老人ホームは、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 特別養護老人ホームは、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第十条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第十一条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第十二条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するように努めなければならない。

(機能訓練)

第十三条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じ、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第十四条 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第十五条 特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(特別養護老人ホームの長の責務)

第十六条 特別養護老人ホームの長は、職員に条例第七条から第九条まで、第十二条、第十三条及び第十五条から第十七条までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十二條までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第十七条 特別養護老人ホームは、入所者に対し適切な処遇を行うことができるように、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によつて処遇を行わなければならない。ただし、入所者の

処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(衛生管理等)

第十八条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果の介護職員その他の職員に対する周知徹底を図ること。
 - 二 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第十九条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくように努めなければならない。
(苦情への対応)

第二十条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第二十一条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流を図らなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関し、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努めなければならない。
(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第二十二条 条例第十七条第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 一 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - 二 事故発生の防止のための委員会を定期的開催すること。
 - 四 職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。
- 2 特別養護老人ホームは、条例第十七条第二項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

第三章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(設備の基準)

第二十三条 条例第二十条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けないこと。
 - 一 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。
 - (一) 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二十四条において準用する条例第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - (二) 条例第二十四条において準用する条例第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - (三) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第二十条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある

箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第二十条第三項第五号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 洗濯室又は洗濯場

二 汚物処理室

三 介護材料室

四 事務室その他ユニット型特別養護老人ホームの業務を行うために必要な設備

4 条例第二十条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 条例第十八条第一項に規定するユニット（以下単に「ユニット」という。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

(一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者に対するサービスの提供上必要と認められる場合には、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第十八条第一項に規定する共同生活室（以下単に「共同生活室」という。）に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下とすること。

(3) 地階に設けないこと。

(4) 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(5) 寝台又はこれに代わる設備を設けること。

(6) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。

(8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を設けること。

(9) アザー又はこれに代わる設備を設けること。

(10) ユニットに属さない居室を改修しユニットとする場合の居室を隔てる壁については、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。

(二) 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 地階に設けないこと。

(3) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(4) 必要な設備及び備品を設けること。

(三) 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(四) 便所 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) アザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

三 医務室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

(二) 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当するユニット型特別養護老人ホームの建物に設けるユニット又は浴室については、この限りでない。

一 ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子その他入居者を搬送するための器具が通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階

段を有する場合にあつては、一以上)有すること。

- 一 三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料を用いてすること。
 - 二 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されること。
- 6 条例第二十条第一項から第三項まで及び前各項に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 廊下の幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅の拡張により、入居者、職員等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすることができる。
 - 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 三 廊下及び階段には、手すりを設けること。
 - 四 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - 五 ユニット又は浴室が二階以上の階にあるユニット型特別養護老人ホームには、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(介護)

- 第二十四条** ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるように、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
 - 3 ユニット型特別養護老人ホームは、おもむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおもむつを適切に取り替えなければならない。
 - 4 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
 - 5 ユニット型特別養護老人ホームは、条例第二十二条第一項及び第二項並びに前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
 - 6 ユニット型特別養護老人ホームは、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
 - 7 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第二十五条** ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
 - 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。
 - 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるように、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第二十六条** ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない。
 - 3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めなければならない。
 - 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するように努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第二十七条** ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し適切なサービスを提供することができるように、職員の勤務体制を定めておかななければならない。
- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるように、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定めるところにより職員を配置しなければならない。
 - 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する

職員として配置すること。

二 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対するサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第二十八条 第二條、第三條、第五條から第八條まで、第十一條、第十三條から第十六條まで及び第十八條から第二十二條までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二條中「条例第六條」とあるのは「条例第二十四條において準用する条例第六條」と、第三條第三号中「第十二條第五項」とあるのは「第二十一條第七項」と、同條第四号中「第二十條第二項」とあるのは「第二十八條において準用する第二十條第二項」と、同條第五号中「第二十二條第二項」とあるのは「第二十八條において準用する第二十二條第二項」と、第五條第一項並びに第二十二條第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四條において準用する条例」と、第十六條中「第七條から第九條まで、第十二條、第十三條及び第十五條から第十七條までの規定並びに第三條、第六條から前條まで及び次條」とあるのは「第十九條、第二十一條から第二十三條まで並びに第二十四條において準用する条例第八條、第九條、第十六條及び第十七條までの規定並びに第二十四條から第二十七條まで並びに第二十八條において準用する第三條、第六條から第八條まで、第十一條、第十三條から前條まで及び第十八條」と読み替えるものとする。

第四章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(設備の基準)

第二十九条 条例第二十五條第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けないこと。

二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第三十一條において準用する条例第八條第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第三十一條において準用する条例第八條第二項に規定する訓練については、同條第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(三) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第二十五條第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第二十五條第三項第八号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 洗面設備

二 便所

三 介護職員室

四 看護職員室

五 面談室

六 洗濯室又は洗濯場

七 汚物処理室

八 介護材料室

九 事務室その他地域密着型特別養護老人ホームの業務を行うために必要な設備

4 条例第二十五條第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者に対するサービスの提供上必要と認められる場合には、四人以下とすることができる。

(二) 地階に設けないこと。

(三) 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

(四) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

- (五) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (六) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
- (七) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を設けること。
- (八) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 二 静養室 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
- (二) (一)に掲げるもののほか、前号(一)及び(四)から(八)までに掲げるところによること。
- 三 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- 四 医務室 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設にあつては、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
- 五 調理室 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (二) サテライト型居住施設の調理室にあつては、本体施設の調理室で調理する場合で運搬手段について衛生上適切な措置を講ずるときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
- 六 食堂及び機能訓練室
- (一) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- (二) 必要な備品を備えること。
- 七 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 居室のある階ごとに設けること。
- (二) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- 八 便所 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- (二) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- 九 介護職員室 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- (二) 必要な備品を備えること。
- 5 居室、静養室等は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する地域密着型特別養護老人ホームの建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- 一 居室、静養室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子その他入所者を搬送するための器具が通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合にあつては、一以上)有すること。
- 二 三階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料を用いてすること。
- 三 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されること。
- 6 条例第二十五条第一項から第三項まで及び前各項に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 廊下の幅は、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅の拡張等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には、これによらないことができる。
- 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 三 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- 四 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- 五 居室、静養室等が二階以上の階にある地域密着型特別養護老人ホームには、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、これらの施設が密接な連携を確保することができる範囲内としなければならない。
- (職員の配置の基準)
- 第三十条** 条例第二十六条第一項の規定による職員の配置は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 地域密着型特別養護老人ホームの長 一人置くこと。
 - 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数を置くこと。
 - 三 生活相談員 一人以上置くこと。
 - 四 介護職員又は看護職員 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (一) 介護職員及び看護職員の総数が、常勤換算方法で、入所者の数が三人又は三人に満たない端数を増すごとに一人以上となるように置くこと。
 - (二) 看護職員は、一人以上置くこと。
 - 五 栄養士 一人以上置くこと。
 - 六 機能訓練指導員 一人以上置くこと。
 - 七 調理員、事務員その他の地域密着型特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数置くこと。
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、地域密着型特別養護老人ホームを新たに設置する場合又は休止後に再開する場合は、推定数による。
- 3 第一項、第六項及び第八項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第一項第一号の地域密着型特別養護老人ホームの長は、常勤でなければならない。
- 5 条例第二十六条第一項第二号及び第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 6 第一項第三号の生活相談員は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で、一人以上とする。
- 7 第一項第四号の介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第一項第四号の看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で、一人以上とする。
- 9 条例第二十六条第一項第三号及び第六号から第八号まで並びに第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の地域密着型特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員については、次に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める職員等により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員等を置かないことができる。
- 一 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員
 - 二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
 - 三 病院(病床数が百以上のものに限る。) 栄養士
 - 四 診療所 事務員その他の従業者
- 10 第一項第六号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等(指定短期入所生活介護事業所(秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十六号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第百二条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。))又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十七号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第九十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。))をいう。))が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。))若しくは指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第六十八条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。))、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十一年法律第百三十三号)第二十條の四に規定する養護老人ホームをいう。))、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設(介護保険法第八條第十一項に規定する特定施設をいう。))をいう。以下同じ。))に併設されている事業所において行われる指定地域密着型サービス(同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。))に該当する認知症対応型通所介護(同法第八條第十七項に規定する認知症対応型通所介護をい

う。)をいう。)の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定地域密着型介護予防サービス(同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)に該当する介護予防認知症対応型通所介護(同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)をいう。)の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の地域密着型特別養護老人ホームの業務を行うために必要な職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該従業者を置かないことができる。

13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

14 地域密着型特別養護老人ホームに指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護(介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護(同法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが条例第二十六条第一項及び前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に同法第七十八条の四第一項及び第二項並びに第百十五条の十四第一項及び第二項の規定に基づき当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が所在する市町村が定める条例に定める従業者の員数等に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

(介護)

第三十一条 地域密着型特別養護老人ホームは、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

5 地域密着型特別養護老人ホームは、条例第二十七条第一項及び前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。

6 地域密着型特別養護老人ホームは、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(地域との連携等)

第三十二条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の規定による報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又は民間の団体との連携及び協力その他の地域との交流を図らなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関し、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努めなければならない。

(準用)

第三十三条 第二条、第三条、第六条から第八条まで、第十条から第二十条まで及び第二十二条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二条中「条例第六条」とあるのは「条例第二十八条において準用する条例第六条」と、第三条第三号中「条例」とあるのは「条例第二十八条において準用する条例」と、同条第四号中「第二十条第二項」とあるのは「第三十三条において準用する第二十条第二項」と、同条第五号中「第

二十二条第二項」とあるのは「第三十三条において準用する第二十二条第二項」と、第十六条中「第七条から第九条まで、第十二条、第十三条及び第十五条から第十七条までの規定並びに第三条、第六条から前条まで及び次条から第二十二条まで」とあるのは「第二十七条並びに第二十八条において準用する条例第七条から第九条まで、第十二条及び第十五条から第十七条までの規定並びに第三十一条、第三十二条並びに第三十三条において準用する第三条、第六条から第八条まで、第十条から前条まで、次条から第二十条まで及び第二十二条」と、第二十二条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第二十八条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(設備の基準)

第三十四条 条例第二十九条第一項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。
 - (一) 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第三十一条において準用する条例第八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - (二) 条例第三十一条において準用する条例第八条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間に行うこと。
 - (三) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第二十九条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なおものであること。
- 3 条例第二十九条第三項第五号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。
 - 一 洗濯室又は洗濯場
 - 二 汚物処理室
 - 三 介護材料室
 - 四 事務室その他ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの業務を行うために必要な設備
- 4 条例第二十九条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。
 - (一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者に対するサービスの提供上必要と認められる場合には、二人とすることができる。
 - (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下とすること。
 - (3) 地階に設けないこと。
 - (4) 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
 - (5) 寝台又はこれに代わる設備を設けること。
 - (6) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
 - (7) 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放することができるようにすること。
 - (8) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を設けること。
 - (9) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (10) ユニットに属さない居室を改修しユニットとする場合の居室を隔てる壁については、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。
 - (二) 共同生活室 次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (2) 地階に設けないこと。
 - (3) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

- (4) 必要な設備及び備品を設けること。
- (三) 洗面設備 次に掲げる基準を満たすこと。
- (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (四) 便所 次に掲げる基準を満たすこと。
- (1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- 二 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 医務室 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設にあつては、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
- 四 調理室 次に掲げる基準を満たすこと。
- (一) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- (二) サテライト型居住施設の調理室にあつては、本体施設の調理室で調理する場合で運搬手段について衛生上適切な措置を講ずるときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。
- 5 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当するユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。
- 一 ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子その他入居者を搬送するための器具が通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合にあつては、一以上)有すること。
- 二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料を用いてすること。
- 三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されること。
- 6 条例第二十九条第一項から第三項まで及び前各項に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 廊下の幅は、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅の拡張等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障がないと認められる場合には、これによらないことができる。
- 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 三 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- 四 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- 五 ユニット又は浴室が二階以上の階にあるユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
- 7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、これらの施設が密接な連携を確保することができる範囲内としなければならない。
- (介護)
- 第三十五条** ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるように、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おもむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおもむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、条例第三十条第一項及び第二項並びに前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
- (準用)

第三十六条 第二條、第三條、第六條から第八條まで、第十一條、第十三條から第十六條まで、第十八條から第二十条まで、第二十二條、第二十五條から第二十七條まで、第三十條及び第三十二條の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二條中「条例」とあるのは「条例第三十一條において準用する条例」と、第三條第三号中「条例第十二條第五項」とあるのは「条例第三十一條において準用する条例第二十一條第七項」と、同條第四号中「第二十條第二項」とあるのは「第三十六條において準用する第二十條第二項」と、同條第五号中「第二十二條第二項」とあるのは「第三十六條において準用する第二十二條第二項」と、第十六條中「第七條から第九條まで、第十二條、第十三條及び第十五條から第十七條までの規定並びに第三條、第六條から前條まで及び次條から第二十二條まで」とあるのは「第三十條並びに第三十一條において準用する条例第八條、第九條、第十六條、第十七條、第十九條、第二十一條及び第二十三條の規定並びに第三十五條並びに第三十六條において準用する第三條、第六條から第八條まで、第十一條、第十三條から前條まで、第十八條から第二十條まで、第二十二條、第二十五條から第二十七條まで及び第三十二條」と、第二十二條中「条例」とあるのは「条例第三十一條において準用する条例」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に特別養護老人ホームを退所した者の処遇の状況に関する記録に係る第三條(第二十八條、第三十三條及び第三十六條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同條中「五年間」とあるのは、「二年間」とする。
- 3 平成十二年四月一日前に設置された特別養護老人ホームの建物(同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下同じ。)であつて、この規則の施行の際現に当該特別養護老人ホームの用に供されているものに係る第四條第四項第一号(三)の規定の適用については、同号(三)中「十・六五平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。
- 4 平成十二年四月一日前に設置された特別養護老人ホームの建物であつて、この規則の施行の際現に当該特別養護老人ホームの用に供されているものについては、第四條第四項第六号(一)(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。
- 5 平成三十年三月三十一日までの間に、一般病床(医療法第七條第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(同項第一号に規定する精神病床であつて、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四條第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床(医療法第七條第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者等(介護保険法第七條第五項に規定する要介護者等をいう。以下同じ。)その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四條第四項第六号(一)及び第二十九條第四項第六号(一)の規定にかかわらず、食堂にあつては一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室にあつては四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 6 平成三十年三月三十一日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者等その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第四條第四項第六号(一)及び第二十九條第四項第六号(一)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの基準を満たさなければならない。
- 一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
 - 二 食堂にあつては一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室にあつては四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- 7 平成三十年三月三十一日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床の転換(当該病院の一般

病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者等その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第四条第六項第一号、第二十三条第六項第一号、第二十九条第六項第一号及び第三十四条第六項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上(中廊下にあつては、一・六メートル以上)とすることができる。

- 8 特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等のうち、平成十八年四月一日において現にその入所定員が当該特別養護老人ホームの入所定員を超えていたもの(この規則の施行の際現に当該指定短期入所生活介護事業所の用に供されているものに限る。)については、第三十条第十三項の規定は、適用しない。
- 9 条例附則第五項ただし書の規則で定める設備は、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他条例附則第二項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホーム(以下単に「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。)の業務を行うために必要な設備とする。
- 10 一部ユニット型特別養護老人ホームの食事は、条例附則第三項に規定するユニット部分(以下単に「ユニット部分」という。)にあつては第二十五条に、それ以外の部分にあつては第十条に定めるところによる。
- 11 一部ユニット型特別養護老人ホームの社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第二十六条に、それ以外の部分にあつては第十二条に定めるところによる。
- 12 一部ユニット型特別養護老人ホームの勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第二十七条に、それ以外の部分にあつては第十七条に定めるところによる。
- 13 第二条、第三条、第五条から第八条まで、第十一条、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十二條までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二条中「条例第六条」とあるのは「条例附則第九項において準用する条例」と、第三条第三号中「第十二条第五項」とあるのは「第二十一条第七項」と、同条第四号中「第二十條第二項」とあるのは「附則第十三項において準用する第二十條第二項」と、同条第五号中「第二十二條第二項」とあるのは「附則第十三項において準用する第二十二條第二項」と、第五条第一項並びに第二十二條第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例附則第九項において準用する条例」と、第十六条中「第七条から第九条まで、第十二條、第十三條及び第十五條から第十七條までの規定並びに第三条、第六条から前條まで及び次條」とあるのは「附則第四項、第六項から第八項まで並びに第九項において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七條の規定並びに附則第十項から第十二項まで並びに第十三項において準用する第三条、第六条から第八条まで、第十一条、第十三條から前條まで及び第十八條」と読み替えるものとする。

秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十三号

秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第七十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情への対応)

第二条 婦人保護施設(売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。)は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

(設備の基準)

第三条 条例第九条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮された構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なおであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なおであること。
 - 四 かつ、避難訓練の頻繁な実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なおであること。
- 2** 条例第九条第三項第十二号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。
- 一 洗面所
 - 二 浴室
 - 三 便所

四 洗濯室

五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 条例第九条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

二 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。

(二) 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(三) 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人別に身の回り品を収納することができる設備を設けること。ただし、寝台を設ける居室にあつては、寝具を収納するための押入れその他の設備は、設けることを要しない。

三 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えること。

四 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室の清潔を常に保持するために必要な措置を講ずること。

五 その他の設備 次に掲げる基準を満たすこと。

(一) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(二) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の定員)

第四条 一の居室の定員は、原則として四人以下とする。

(自立の支援等)

第五条 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

2 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第六条 給食は、食品の種類及び調理の方法について、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第七条 婦人保護施設は、入所者について、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(給付金として支給を受けた金銭の管理)

第八条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下単に「給付金」という。）の支給を受けたときは、当該給付金として支給を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合は、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第九条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第十四号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成十八年秋田県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「、」に、「に定める」を「及び医療法施行条例(平成二十四年秋田県条例第七十五号。以下「条例」という。)に定める」に改める。

第七条中「及び」を「、条例及び」に改め、同条を第十五条とし、第六条を第十四条とし、第五条を第七条とし、同条の次に次の六条を加える。

(専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所)

第八条 法第十八条の規定により開設者が専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、全ての病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所とする。

(病院の従業者の員数)

第九条 条例第五条第一項各号に掲げる従業者に係る法第二十一条第一項第一号の員数は、次の各号に掲げる当該従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十で除して得た数、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十で除して得た数並びに外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五で除して得た数の合計数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)
 - 二 看護師及び准看護師 精神病床、結核病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数並びに感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三で除して得た数の合計数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)に、外来患者の数を三十で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)を加えた数
 - 三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)
 - 四 栄養士 一
 - 五 理学療法士及び作業療法士 病院の実情に応じた適当数
 - 六 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当数
- 2** 前項第二号の看護師及び准看護師の員数については、そのうちの適当数を、診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院においては助産師の員数とするものとし、診療科名中に歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科を有する病院においては歯科衛生士の員数とすることができる。
- 3** 第一項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、病院の開設又は休止した病院の再開の場合は、推定数による。

(病院の従業者の員数の特例)

第十条 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科(令第三条の二第一項第一号ハ又は二②の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を有する病院(特定機能病院を除く。)であつて、精神病床を有するものについては、前条第一項第一号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同項第二号中「精神病床、結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床に係る」とあるのは「結核病床及び療養病床に係る病室以外の」と読み替えるものとする。

(病院の施設の構造設備の基準)

第十一条 条例第六条第二項に規定する施設に係る同条第一項の規則で定める構造設備の基準は、次の各号に掲げる当該施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス又は薬品を用いることその他の方法により入院患者及び職員^のの被服、寝具等の消毒を行うことができるものであること。
- 二 談話室 療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- 三 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。
- 四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

(療養病床を有する診療所の従業者の員数)

第十二条 条例第七条第一項各号に掲げる従業者に係る法第二十一条第二項第一号の員数は、次の各号に掲げる当該従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)
- 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)
- 三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

2 第九条第三項の規定は、前項第一号及び第二号に規定する入院患者の数について準用する。この場合において、同条第三項ただし書中「病院」とあるのは、「療養病床を有する診療所」と読み替えるものとする。

(療養病床を有する診療所の施設の構造設備の基準)

第十二条 第十一条(第一号を除く。)の規定は、条例第八条第二項に規定する施設に係る同条第一項の規則で定める構造設備の基準について準用する。この場合において、第十一条中「第六条第二項」とあるのは、「第八条第二項」と読み替えるものとする。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(既存病床数及び申請病床数の算定に係る補正の基準)

第四条 条例第二条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる病院又は診療所の病床については、病床の種類ごとに、既存の病床数又は当該申請に係る病床数に、次に掲げる病院又は診療所の区分に応じ、それぞれ当該病床の利用者のうち次に定める者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数(その数が〇・〇五以下であるときは、零)を乗じて得た数を既存の病床数又は当該申請に係る病床数として算定すること。
 - (一) 国の開設する病院又は診療所であつて、総務省、法務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの 職員又は隊員及びこれらの家族
 - (二) 独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院又は診療所 労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者であつて、業務上の災害を被つたもの
 - (三) 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所 当該従業員及びその家族
 - (四) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設である病院又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護を行う病院 入院患者
 - (五) 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十三条第三号に規定する施設である病院又は診療所 入院患者
 - 二 放射線治療病室、無菌病室又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、これらの室の入院患者がこれらの室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの(以下「他の病床が同一病院内に確保されている放射線治療病室等の病床」という。)については、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。
 - 三 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定すること。
 - 四 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第二条第五項に規定する指定入院医療機関である病院の病床(病院の一部について同法第十六条第一項の指定を受けている指定入院医療機関にあつては、その指定に係るものに限る。)については、既存の病床数に算定しないこと。
- 2 既存の病床数についての前項第一号の当該病床の利用者及び同号(一)から(五)までに定める者の数並びに同項第二号の他の病床が同一病院内に確保されている放射線治療病室等の病床の数は、当該申請があつた日直前の九月三十日における数によるものとする。この場合において、同日において業務が行われなかつたときは、当該申請に係る病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。
- 3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者及び同号(一)から(五)までに定める者の数並びに同項第二号の他の病床が同一病院内に確保されている放射線治療病室等の病床の数と見込まれる数は、当該申請に係る病院又は診療所の機能及び性格、当該病院又は診療所に当該申請に係る病床の種類の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

(既存病床数の算定に係る介護老人保健施設の入所定員数に関する基準)

第五条 条例第三条の規則で定める基準は、介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を既存の病床数として算定することとする。

附則第二項を附則第九項とし、附則第一項の次に次の見出し及び七項を加える。

(経過措置)

- 2 介護老人保健施設(介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第八条第一項の規定によりその開設者が介護

保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の開設の許可を受けた者とみなされた介護保険法施行法第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六条第四項に規定する老人保健施設を含む。）の入所定員数については、当分の間、第四条第一項第三号及び第五条の規定にかかわらず、既存の病床数には算定しない。

- 3 精神病床を有する病院（第十条に規定するものを除く。）については、当分の間、第九条第一項第二号の看護師及び准看護師の員数のうち、精神病床に係る病室の入院患者の数を五で除して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）から減じた数を看護補助者の員数とすることができる。
- 4 療養病床を有する病院であつて、平成二十四年四月一日において現に、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下単に「指定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者（以下「看護師等」という。）の員数が第九条第一項第二号及び第三号に定める数に満たない病院であるもの（以下「特定病院」と総称する。）の開設者が、同年六月三十日までの間に、特定病院であることを知事に届け出た場合における当該特定病院の看護師等の員数については、平成三十年三月三十一日までの間は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 看護師及び准看護師 精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三で除して得た数並びに療養病床に係る病室の入院患者の数を六で除して得た数の合計数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）に、外来患者の数を三十で除して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）を加えた数
 - 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を六で除して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）
- 5 平成十三年三月一日において現に医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第七条第一項の開設の許可を受けていた病院の建物（同日において現に存していたもの（基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の改正前の法第一条の五第三項に規定する療養型病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。）第八条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第三十五号。以下「平成十年改正省令」という。）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十年改正省令第三条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年厚生省令第三号）附則第六条の規定の適用を受けているものを有する病院（同日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、第十一条（第一号を除く。）の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。
- 6 療養病床を有する診療所の看護師等の員数については、当分の間、第十二条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を二で除して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）とする。ただし、そのうちの二については、看護師又は准看護師とするものとする。
- 7 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年四月一日において現に、指定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第十二条第一項第一号及び第二号に定める数に満たない診療所であるもの（以下「特定診療所」と総称する。）の開設者が、同年六月三十日までの間に、特定診療所であることを知事又は保健所を設置する市の市長に届け出た場合における当該特定診療所の看護師等の員数については、平成三十年三月三十一日までの間は、同項第一号及び第二号並びに前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六で除して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）
 - 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を六で除して得た数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。）
- 8 平成十三年三月一日において現に開設されていた診療所の建物（同日において現に存していたもの（基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床であつて、平成十三年改正省令第八条の規定による改正前の平成十年改正省令附則第六条の規定の適用を受けているものを有する診療所（同日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、第十三条において準用する第十一条（第一号を除く。）の規定に適合しないもの

については、当該規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。